

住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

イ 第41条

特定認定長期優良住宅
又は認定低炭素住宅以外

- a. 新築されたもの
- b. 建築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

- c. 新築されたもの
- d. 建築後使用されたことのないもの

認定低炭素住宅

- e. 新築されたもの
- f. 建築後使用されたことのないもの

ロ 第42条第1項（建築後使用されたことのあるもの）

a. 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で
宅地建物取引業者から取得したもの

b. a. 以外

の規定に基づき、下記の家屋（ 年 月 日 新築 取得 ）が、この規定に

該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	大村市 丁目 番地 町 家屋番号 番
取得の原因（移転登記の場合）	(1) 売買 (2) 競落

年 月 日

大村市長 園田 裕史

(注1) [] の中は、該当するものをそれぞれ○印で囲む。

(注2) 取得の原因については、該当するものを○印で囲む。

この書面中 字挿入 字削除 字訂正あり